

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一（概要） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の期日前投票日の統一について検討する必要がある。」等の意見を踏まえて、平成 27 年 1 月 23 日、総務省自治行政局選挙部にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

衆議院議員総選挙の期日前投票日と国民審査の期日前投票日が異なることで、国民への負担を強いる状況がみられることから、総選挙と国民審査の期日前投票日を統一すべきではないか。

○ 衆議院議員総選挙の期日前投票期間と国民審査の期日前投票期間の違い

衆議院議員総選挙の期日前投票は、公示日の翌日から行うことができるが、同時に実施される国民審査の期日前投票は、国民審査の期日前 7 日から行うことが定められており、期日前投票できる期間が異なっている。

○ 期日前投票期間が統一されていないことによる支障等

- ・ 平成17年、21年及び24年に実施された衆議院議員総選挙と国民審査の投票日当日に国民審査を行わなかった有権者の割合が、それぞれ1.3%、1.0%及び0.8%となっているのに比べ、期日前投票期間に衆議院議員総選挙は投票したものの国民審査を行わなかった有権者の割合は、それぞれ13.8%、13.5%及び12.7%と高くなっている。
- ・ 投票所で先に総選挙の期日前投票のみ行い、国民審査の期日前投票に改めて訪れた有権者に対し、衆議院議員総選挙の投票用紙を再度渡してしまい二重投票となった例が生じている。
- ・ 総務省自治行政局選挙部は、現在行っている投票環境の向上方策等に関する研究会において、衆議院議員総選挙の期日前投票期間と国民審査の期日前投票期間の在り方についても議論している。

○ 裁判官の氏名をあらかじめ印刷するための手続期間の短縮の可能性

総務省自治行政局選挙部は、最高裁判所から裁判官氏名の通知を受けた10日後に裁判官の告示順序を決める中央選挙管理会を開催している。この中央選挙管理会の開催日の繰上げにより、国民審査の期日前投票開始日を実務上早めることは可能と思われる。

（あっせん要旨）

総務省自治行政局選挙部は、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図るため、投票環境の向上方策等に関する研究会の結論を早急に得て、関係法令の改正等について検討する必要がある。

（あっせんの効果）

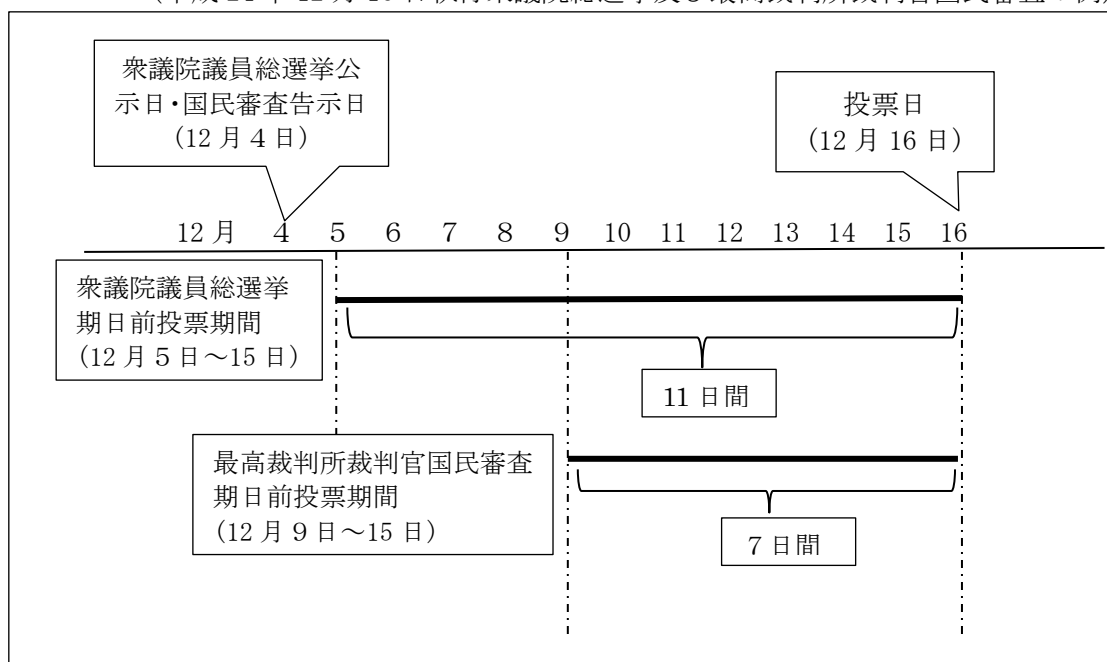
このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、期日前投票期間に衆議院議員総選挙の投票と国民審査を一度にできることから、国民の国民審査に参加する機会の拡大を図ることができる。また、投票所においては、二重投票という誤りの防止にも効果がある。

期日前投票期間と投票者数

1 期日前投票期間の比較

衆議院議員総選挙及び国民審査の期日前投票期間は統一されておらず、図－1 のとおり、衆議院議員総選挙の期日前投票開始日から4日遅れて国民審査期日前投票日が設定され、期日前投票の実施期間は、前者が11日間であるのに対し後者は7日間となっている。

図－1 衆議院議員総選挙及び国民審査の期日前投票期間の比較
(平成24年12月16日執行衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の例)



(注) 当局の調査結果による。

2 期日前投票期間が統一されていないことによる支障

ア 衆議院議員総選挙及び国民審査における投票日当日の投票者数及び期日前投票者数の状況をみると、表－1 のとおり、投票日当日の投票者数については、国民審査投票者数が、衆議院議員総選挙投票者数よりも、平成17年が79万4,174人、21年が58万8,078人及び24年が40万4,080人それぞれ少ない。さらに、これらを投票日当日の衆議院議員総選挙投票者数に対する割合で見ると、それぞれ1.3%、1.0%及び0.8%となっている。

一方、期日前の投票者数については、国民審査投票者数が、衆議院議員総選挙投票者数よりも、平成17年が123万8,881人、21年が189万3,730人及び24年が153万2,196人それぞれ少なくなっている。

これらの中には衆議院議員総選挙の期日前投票を行ったものの、国民審査の期日前投票を行わなかった有権者が相当数を占めていると考えられる。さらに、これを期日前の衆議院議員総選挙投票者数に対する割合で見ると、それぞれ13.8%、13.5%及び12.7%となっており、既述の投票日当日の1.3%、1.0%及び0.8%と比較すると、高くなっていると考えられる。

この原因の一つとして、既述のとおり、国民審査の期日前投票が、衆議院議員総選挙の期日前投票より遅れて開始され、国民審査の期日前投票の期間（7日間）が、衆議院議員総選挙の期日前投票の期間（11日間）より短いことによることが考えられる。すなわち、国民審査の期日前投票開始前に衆議院議員総選挙の期日前投票に訪れた者は、国民審査の期日前投票のために投票所を改めて訪れる必要がある。その結果、国民審査に対する国民の権利が行使しにくいものとなっているのではないかと考えられる。

イ 投票所において、先に衆議院議員総選挙の期日前投票のみを行い、後日、改めて国民審査の期日前投票に訪れた者に対し、総選挙の投票用紙を再度渡してしまったため、二重投票となってしまった例（平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙において、自治行政局選挙部が把握しているだけでも9件発生）がみられるなど公正な選挙に支障が生じており、これらの選挙事務を担当している市町村にとっても、二重投票を防止するための事務が煩雑なものとなっていると考えられる。

表－1 衆議院議員総選挙及び国民審査における投票者数

投票	実施年	衆議院議員総選挙投票者数(a)	国民審査投票者数(b)	(a-b)	((a-b)/a)
当日	平成17年	59,906,512人	59,112,338人	794,174人	1.3%
	21年	57,353,548人	56,765,470人	588,078人	1.0%
	24年	49,044,650人	48,640,570人	404,080人	0.8%
期日前	平成17年	8,962,911人	7,724,030人	1,238,881人	13.8%
	21年	13,984,085人	12,090,355人	1,893,730人	13.5%
	24年	12,038,237人	10,506,041人	1,532,196人	12.7%

- (注) 1 本表は、総務省自治行政局選挙部の資料に基づき当局が作成した。
 2 当日投票者数＝総投票者数－期日前投票者数－不在者投票者数－在外投票者数
 (なお、国民審査は在外投票が認められていない。)
 3 衆議院議員総選挙は小選挙区選挙の投票者数に基づく。

国民審査投票用紙の印刷事務の流れ

(平成 24 年 12 月 16 日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の例)

		総務省	都道府県選挙管理委員会	印刷業者	市町村選挙管理委員会	
11月16日	金	衆議院解散				
11月17日	土					
11月18日	日					
11月19日	月					
11月20日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・11月20日付けで最高裁判所から国民審査に付される裁判官の氏名が通知 ・11月21日に都道府県選挙管理委員会へ裁判官氏名を通知 	印刷業者と契約			
11月21日	水			(総選挙投票用紙の印刷・納品)		
11月22日	木					
11月23日	金					
11月24日	土					
11月25日	日					
11月26日	月					
11月27日	火					
11月28日	水					
11月29日	木					
11月30日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・中央選挙管理会で告示順序をくじ引き ・国民審査に付される裁判官の氏名の告示順序を都道府県選挙管理委員会に通知(FAX併用) 	同通知を同日中に、印刷業者に送付	同通知に基づき国民審査投票用紙の印刷を開始		
12月1日	土					
12月2日	日			印刷作業		
12月3日	月					
12月4日	火	総選挙公示・国民審査告示				
			都道府県選挙管理委員会職員が、印刷業者へ赴き、仕上がりを検品	検品後、市町村選挙管理委員会に直接発送		
12月5日	水	総選挙期日前投票開始				
12月6日	木				国民審査投票用紙到着	
12月7日	金					
12月8日	土				投票所分に仕分け作業	
12月9日	日	国民審査期日前投票開始				
12月10日	月					
~						
12月15日	土					
12月16日	日	投票日				

(注) 総務省自治行政局選挙部及び都道府県選挙管理委員会の資料に基づき、当局が作成した。

総務省自治行政局選挙部の意見

最高裁判所の裁判官は、衆議院議員総選挙の公示（国民審査の告示）までに任命された裁判官が国民審査に付されることとなるため、国民審査に付される裁判官は、衆議院議員総選挙の公示日（総選挙・国民審査の期日前 12 日）に確定することとなる。

国民審査制度においては、裁判官の氏名をあらかじめ印刷した投票用紙に「×」の記号を記載する投票方法を採用しており、衆議院議員総選挙の公示日に国民審査の対象となる裁判官の氏名及び告示順序が確定して初めて投票用紙の印刷を開始することが必要となるため、印刷に要する期間等を考慮した上で、国民審査の期日の 7 日前から期日前投票が可能とされている。

国民審査と衆議院議員総選挙の期日前投票・不在者投票のできる期間を合わせることについては、こうした実務上の問題も踏まえ、議論していく必要があると考えている。

また、平成 19 年 6 月に議員提案により国会に提出された法律案においては、国政選挙・国民審査に電子投票を導入するとともに、国民審査の期日前投票期間を原則として衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同様とする改正内容となっていたが、20 年 6 月に審議未了により廃案とされており、各党各会派における議論も踏まえて対応していく必要があると考えている。

関係法令等

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）（抄）

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

日本国憲法（抄）

第七十九条

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）（抄）

第一条（この法律の趣旨） 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査については、この法律の定めるところによる。

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、審査の期日前十二日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

第九条（審査に関する事務の管理） 審査に関する事務は、中央選挙管理会が管理する。

第十四条（投票用紙の様式） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならない。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉市男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長